

「無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例（仮称）」の制定に係る市民意見募集の結果について

京都市では、「無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例（仮称）」の制定に係る市民意見の募集を下記のとおり実施し、市民の皆様から御意見をお寄せいただきましたので、その結果について御報告します。

1 市民意見募集の概要

(1) 募集期間

令和元年11月18日(月)～令和元年12月18日(水)

(2) 応募方法

郵送，FAX，電子メール又は京都市情報館意見募集フォーム

(3) リーフレットの配布場所

各区役所（支所），市役所案内所，情報公開コーナー等

2 御意見数

意見者数：36名，意見総数：76件

3 御意見をいただいた方の属性

(1) 年齢（名）

20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上	不明	合計
0	3	7	14	10	2	0	0	36

(2) 居住地（名）

京都市在住	京都市通勤・通学 (京都市在住を除く)	不明	合計
22	14	0	36

4 御意見の主な内容と御意見に対する本市の考え方

1 国が示す省令に基づき設ける主な基準について（意見数：40件）

主な御意見（要旨）	御意見に対する本市の考え方
基本方針について（20件）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 貧困ビジネスを排除するうえで、運営規程を設けることは大切だと思う。 ・ 基準は必要と思うが、厳しい基準を設けることにより、運営事業者が少なくなることが懸念される。 ・ 施設運営が成り立つ現実的な基準にすべきである。 ・ 災害対策については、厳格に管理・指導すべきである。 ・ 入居者が安全に過ごせるよう取り組んでいただきたい。 ・ 今後、基準を満たした優良な施設が増えることを期待する。 	<p>本条例は、入居者の自立を助長する適切な居住環境とサービスを確保するために、設備及び運営の基準について定めるものです。</p> <p>事業者に対しては、本条例に基づく必要な助言や指導に加え、法令に基づく実地調査等を通じて、適切な運営が行われるよう支援してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣住民と良好な関係を保つための規定を設けてはどうか。 	<p>本条例では、「地域との結び付きを重視した運営を行うこと」としており、施設の設置や運営に当たっては、こうした基準を遵守するよう、本市も必要な助言等を行ってまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活環境が整うと、かえって自立するモチベーションを奪うことになってしまうのではないか。 ・ 適切な入所期間については、誰がどのように判断を行うのか。 ・ 居宅保護の原則を踏まえ、無料低額宿泊所を利用する場合は、入居期間を定め、速やかに居宅へ移行する仕組みを具体化する必要があると思う。 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>入居期間につきましては、入居者の意向を十分尊重したうえで、施設や福祉事務所、関係機関等が十分に協議しながら、居宅への移行時期等を判断してまいります。</p>
設備の基準について（2件）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 入居者のプライバシーを保護するために、相談室を必置とすべきである。 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>入居者のプライバシー保護は、非常に重要であり、サービス提供に当たっては、「プライバシーの確保に配慮した運</p>

	<p>営を行うこと」としております。</p> <p>なお、相談室については、無料低額宿泊所の多様な実態に鑑みれば、一律に義務付けを行うことは難しく、本条例においては、「必要に応じて設けるべき施設」としております。</p>
職員について（５件）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の資格要件については、緩和してもよいのではないか。 ・ 職員の資格要件を厳格に定めるべきではないか。 ・ 入居者の支援体制の基準を明確にすべきである。 ・ 精神保健福祉士等のメンタルケアに対応できるスタッフ、女性職員の配置を義務づけてはどうか。 	<p>無料低額宿泊所においては、入居や退去に関する調整業務、入居者や施設の安全管理等の業務が必要となることから、専任の施設長の配置を求めることとし、その要件については、社会福祉主事の資格を有する者等としました。</p> <p>施設長以外のその他の職員の人数や資格要件については、施設によって事業内容等が異なることを踏まえ、一律に規定するのではなく、入居者の数及びサービスの内容に応じた数を配置することとしております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 出口支援の体制も考えるべきである。 など 	<p>退去後も、福祉事務所や関係機関等との密接な連携に努めることにより、引き続き利用者が安定した生活を送れるよう支援することを求めてまいります。</p>
運営規程について（１２件）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用料の受領に上限額を設けてはどうか。 ・ 支援の内容の範囲や程度について、明確にすべきである。 ・ 重要事項について、最低限の項目を明示しておく必要があるのではないか。 	<p>本条例では、職員の職種、入居定員、利用料等の内容について、運営規程に記載すべき項目としております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難訓練は、年２回以上（うち１回は夜間）実施すべきである。 	<p>避難訓練は、少なくとも年１回以上実施し、加えて消防法の規定を遵守することにより、防火安全対策を図ることとしております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 金銭管理は禁止し、運営事業者以外の第三者機関に委ねるべきである。 	<p>金銭管理は、原則は入居者本人が行うことが望ましいと考えますが、適切な管</p>

など	理に支障がある者で、金銭管理を行うことにより入居者の自立を助長できると認められた場合は、一定の要件を設けたうえで対応が行えるようにしたものです。
サービスの提供について（1件）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事の提供にあたっては、生活習慣病や年齢等の身体状況を考慮した食事を提供してはどうか。 	食事を提供する場合は、「量及び栄養並びに入居者の状況及び嗜好を考慮した食事を、適当な時間に提供するもの」としております。

2 本市が独自で設ける基準について（意見数：20件）

市民の皆様の主な御意見（要旨）	御意見に対する本市の考え方
人権の尊重に係る措置について（12件）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 入居者の人権に配慮することは大切である。 ・ 責任者の配置や研修実施について、努力義務ではなく必須とすべきである。 ・ 人権に関する社会への啓発も必要ではないか。 <p>など</p>	入居者に対する人権の尊重は、極めて重要であると考えています。施設の設置にあたっては、責任者の配置その他必要な体制の整備、職員に対する研修の実施について、運営規程に定めるよう求めてまいります。
暴力団の排除について（5件）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 貧困ビジネスに発展しないように暴力団を排除することは大切である。 ・ 暴力団関係者が宿泊することについて、制限はないのか。 <p>など</p>	本条例は、施設の運営について、事業者が守るべき基準を定めるものであり、入居者の範囲や契約について、本市が制限するものではありません。 なお、生活保護制度では、暴力団である者は適用の要件を満たさないとされています。
地震に対する安全性の確保について（3件）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震性の確保は必要であるが、低廉な価格で宿泊できる場所を確保する観点からは、厳しいのではないか。 ・ 地震に対する安全性の確保については、必要に応じて市が耐震改修の補助を行うべきである。 <p>など</p>	耐震性については、高齢者や障害者等の要配慮者が入居する可能性が高いことから、安心安全の確保のために必要な規定であると考えております。 なお、耐震改修にかかる助成制度の創設については、必要性や効果などを研究してまいります。

3 その他の御意見等（意見数：16件）

市民の皆様の主な御意見（要旨）（16件）	御意見に対する本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 入居者の苦情に対応するための第三者委員会の設置が必要だと思う。 	<p>苦情の対応については、窓口の設置その他必要な措置を講じることとしており、また、本市から指導や助言を受けた場合には、必要な改善を行うこととしております。</p> <p>さらに、京都府社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会※が行う調査に、できる限り協力することにより、適切に対応してまいります。</p> <p>※社会福祉法第83条に基づく第三者評価制度</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 無料低額宿泊所を開設する際の申請は、許可ではなく届出になるのか。届出の場合、新規開設があった場合、どのように対応するのか。 ・ 施設が基準に沿って運営されているか、毎年報告を求めることや、監査の実施についての規定も定めるべきである。 ・ 事業者が条例に違反した場合、何らかの処分を受けるのか。 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>施設の開設は、従来は事後届出制でしたが、平成30年6月に社会福祉法が改正され、事前届出制になりました。</p> <p>届出の際は、法人の登記簿謄本、定款、建物の平面図、運営規程等の提出を求めるとしております。</p> <p>施設の運営状況は、本市が定期的に社会福祉法に基づく立入調査を行うことにより把握し、条例に違反した場合、同法に基づく改善命令や事業の制限又は停止命令を行います。</p>